

第26号議案

豊川市国民健康保険条例の一部改正について

豊川市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和4年2月22日提出

豊川市長 竹本幸夫

豊川市国民健康保険条例の一部を改正する条例

豊川市国民健康保険条例（昭和36年豊川市条例第1号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(一般被保険者に係る基礎賦課総額)</p> <p>第11条 保険料の賦課額のうち法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等（以下「退職被保険者等」という。）以外の国民健康保険の被保険者（以下「一般被保険者」という。）に係る基礎賦課額（<u>第26条及び第26条の3</u>の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下「基礎賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第32条第1項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。</p> <p>(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 法第81条の2第5項の財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額</p> <p>エ 法第81条の2第10項第2号に規定する財政安定化基金事業借入金の償還に</p>	<p>(一般被保険者に係る基礎賦課総額)</p> <p>第11条 保険料の賦課額のうち法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等（以下「退職被保険者等」という。）以外の国民健康保険の被保険者（以下「一般被保険者」という。）に係る基礎賦課額（第26条_____の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下「基礎賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第32条第1項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。</p> <p>(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 法第81条の2第4項の財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額</p> <p>エ 法第81条の2第9項第2号に規定する財政安定化基金事業借入金の償還に</p>

要する費用の額

オ・カ (略)

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア～ウ (略)

エ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項及び第72条の3の2第1項の規定による繰入金及び国民健康保険保険給付費等交付金（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。）を除く。）の額

(3) (略)

（一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額）

第20条の2 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額（第26条及び第26条の3の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することになる額を含む。）の総額（以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第32条第1項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。

(1) (略)

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア (略)

イ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項及び

要する費用の額

オ・カ (略)

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア～ウ (略)

エ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項_____の規定による繰入金及び国民健康保険保険給付費等交付金（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。）を除く。）の額

(3) (略)

（一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額）

第20条の2 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額（第26条_____の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することになる額を含む。）の総額（以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第32条第1項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。

(1) (略)

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア (略)

イ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項_____

第72条の3の2第1項の規定による繰入金を除く。)の額

(3) (略)

(低所得者の保険料の減額)

第26条 (略)

(特例対象被保険者等に係る特例)

第26条の2 (略)

(未就学児の被保険者均等割額の減額)

第26条の3 当該年度において、その世帯に

6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第15条又は第19条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額から、当該保険料額に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額(第15条第2項の規定により端数の切上げを行った後の額とする。)を控除して得た額とする(第4項に掲げる場合を除く。)

2 第15条第3項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、第15条第3項の規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第15条又は第19条」とあるのは「第20条の2の5又は第20条の2の9」と、「第15条第2項」とあるのは「第20条の2の5第2項」と、前項中「第15条第3項」とあるのは「第20条の2の5第3項」と読み替えるものとする。

4 当該年度において、第26条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額とする。

_____の規定による繰入金を除く。)の額

(3) (略)

(_____保険料の減額)

第26条 (略)

(特例対象被保険者等に係る特例)

第26条の2 (略)

(1) 第15条又は第19条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額から、当該保険料額に第26条第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号アに掲げる割合を乗じて得た額（第15条第2項の規定により端数の切上げを行った後の額とする。）を控除して得た額

(2) 前号に掲げる額に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額（第15条第2項の規定により端数の切上げを行った後の額とする。）

5 第15条第3項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、第15条第3項の規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。

6 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第4項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第15条又は第19条」とあるのは「第20条の2の5又は第20条の2の9」と、「第15条第2項」とあるのは「第20条の2の5第2項」と、前項中「第15条第3項」とあるのは「第20条の2の5第3項」と読み替えるものとする。

(保険料の額の通知)

第27条 (略)

(保険料の額の通知)

第27条 (略)

附 則

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の豊川市国民健康保険条例第26条の3の規定は、令和4年度以後の年度分の保険料について適用し、令和3年度分までの保険料については、なお従前の例による。

理 由

この案を提出するのは、国民健康保険法及び国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、未就学児に係る被保険者均等割額の減額措置を講ずるとともに、所要の規定の整備を行う必要があるからである。